

通商政策と安全保障政策 日本にとってのTPP

リスクマネジメント協会 理事
萩原誠司

前書き

日本におけるTPPについての議論は、これまでの貿易自由化交渉の思考の枠組みを踏襲して、今までどおりの農業等からのセクターからの反対論や、アンチグローバリズム的な議論などが入り混じって、非常に根強い慎重論が展開されている。この結果、政策決定の任に当たっている、民主党の中にも相当強い危惧があるとともに、自由民主党等の野党においても、強い慎重論がある。このような日本における議論のすすめられ方は、TPPのもつ「情報不足」や「(せつかく提供された)情報の提供の制限」に依存するが、一方で、利用可能な情報の十分な分析によるTPPの鳥瞰的な理解の不足も原因のひとつである。

本稿では、TPPについて、米国、豪州、ニュージーランド等においてこれまでに公開されている資料等を分析することによって、TPPが単線的かつ伝統的な貿易自由化交渉理解の枠組みからは、理解されにくい性質のものであることを示す。また、その「理解されにくい性質」に強い戦略性が潜んでいるとの推定を出来るだけ裏付ける。合わせて、この戦略性は、中国の台頭と無関係ではなく、そのため、TPPに参加しつつある諸外国では、安全保障上の観点から経済上の利害とほぼ同一の重要さで意識されていることを紹介する。日本にとってのTPPは、安全保障上の意味合いからも見るべきであり、それによって、TPP加入が日本の国益に強く合致するかどうかを検討すべきことがわかる。

【1】 TPPへの歴史

1. APEC

アジア太平洋地域における包括的な通商協定締結への胎動は、1989年に発足したアジア太平洋経済協力(APEC)において最初の盛り上がりを見せた1)。APECの成立の背景には、当時から伸びつつあった東南アジアの市場を日本のイニシアティブを目立たない形に置き換えながら次第に自由化しひとつのまとまった圏域に育てたいとする日本の意思と、アジア太平洋地域に存在しながら有効な包括的な対策を十分に見出すことが課題であった豪州の立場が一致したことがある。日豪両政府には、日豪の連携によって、日本の戦前戦中における大東亜共栄圏からくる東南アジア諸国(ASEAN6ヶ国)におけるイメージトラブルを緩和するとともに、発展するアジア市場に対する政策的な枠組みの構成からはずされることを忌避する米国に対して豪州主導で参加を歓迎することで豪州の米国政策におけるポイントを稼ぐなどの、それなりに周到な計算があった2)。

当初の参加国は、ブルネイ、インドネシア、フィリピン、タイ、シンガポールのASEAN6ヶ国と日本、豪州、米国、カナダ、韓国、ニュージーランドの12ヶ国であった。その後、中国の強い希望に基づいて、1991年に中華人民共和国が加盟したが、その際、日米等の国々は台湾の加盟を重視した。当初から中国、台湾等の加盟の問題は予期されており、このため、APECにおいては国(Nation)ではなく、経済(Economy)を参加の単位とすることとなっていた3)。この中国の加盟は、APECの量的な存在感を飛躍的に向上させつつ、当初加盟国と同等の条件において中国が加盟することによって、中国問題がアジア太平洋における通商上ないし戦略上、特別な考慮を要する問題に発展する中で、近年におけるAPECの戦略的な存在意義を希薄化することにつながる事となったと考える。

APECはその後、1994年にボゴール宣言を採択し、先進加盟経済は2010年、その他の経済は2020年までに域内の貿易投資を自由化すると宣言した4)。ボゴール宣言の意図する自由化は、GATT-WTO体制の強化を補足ないし後押しするための、一方的自由化であった5)。政治的な宣言としての意味は大きかったものの、時間の経過と世界的な通商交渉が多国間においては、南北の対立をより強く意識せざるを得ないものに変質し、2国間の協定は通商のみならず外交安全保障を含む戦略上合意の色彩を強める中で、この宣言の実現は容易ではなかった。日本を含む先進経済の完全自由化の期限である2010年をすぎた現在、この宣言が実現していないことと、実現しそうに無いことは、ほぼ自明といってよい。しかしながら、ボゴール宣言に対する期待ないし幻想は、ボゴール宣言発出後、10年たった2005年においては、一部のAPEC加盟経済においては、端的に認識されていた。

2. Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement

2003年APEC加盟のニュージーランド、チリ、シンガポールは、メキシコのロス・カボスで行われたAPEC首脳会議の場を借りて、Pacific Three Closer Economic Partnership(P3-CEP)と呼ばれる包括的な自由化交渉を行うための議論を開始した。この議論は、APECの場を借りて行われたものであるが、APECから出てきたイニシアティブではなく、ボゴール宣言に謳われたAPECの自由化の「パスファインダー」として議論が開始された。丁度、ボゴール宣言自体が、当時のGATT-WTO体制の強化を補足ないし後押しをすることを企図したことと同様に、P3-CEPの動きは、APECの自由化の進展に対する不満足の本質と見ることができる。その後、ブルネイを加えて、2005年6月には、4ヶ国でTrans-Pacific Strategic Economic

Partnership Agreement (P 4) が調印された6)。P 4 は非常に意欲的7) な協定であったが、APEC内部の比較的「小国」の集まりであり、世界はもとよりAPEC内部での注目度は高いものではなかった。またP 4は、自由化を他の国に先駆けて行うという意味では戦略的であったが、参加国は、主体的に安全保障戦略を推進することが困難か、又は、その必要性が薄い国々ばかりであって、安全保障上の戦略には縁遠いものであった。

2008年2月になって、アメリカが、「(同年)3月に予定されているP 4諸国の投資及び金融サービスの交渉に参加する。」と表明し、また、「米国は、これと同時にP 4に全面参加すべきかどうかを決定するため詳細な分析プロセスを開始する。」ことを明らかにした8)。そして、「(米国の)参加は、レベルの高い (high-standard) 合意にコミットしている、米国と同じ方向を向いた国々との間でより幅広いアジア太平洋地域の経済統合への道を開く可能性があるものである。」とその意味を説明した9)。

このアメリカの参加表明が、P 4の持つ意味とP 4への注目度を大きく変える契機となった。具体的には、APECの中でも、経済規模的に見て小粒なP 4と連携したとしても、経済効果では、韓国一国とのFTAの効果と同等またはそれ以下と見られることから、P 4との連携それ自体を超えた戦略目的があるのではないかと、また、そのことによって、P 4に何らかの新たな戦略性が付け加わるのではないかと推測を呼び、注目度は次第に上昇していった。

2008年9月22日、米国は、P 4への「参加交渉を開始する」と正式に表明した。加えて、「最終的には、この合意(P 4)の参加を自由で公正な貿易のビジョンを共有する国々に拡大することを目的とする。」ことが、明らかにされた10)。加えて、「参加交渉の開始が、韓国を含む数力国とのFTA交渉及び、WTOドーハラウンド交渉の成功の助けになる」との期待が表明された11)。米国の参加交渉開始表明の翌日、豪州政府が「われわれは、P 4メンバー及び米国とともに、アジア太平洋諸国を取りまとめ相互の利益と経済的繁栄をもたらすためのレベルの高い、包括的な自由貿易協定を実現するという目標を共有する。」と表明した12)。その後、ペルーのリマで開催されたAPEC会合において、豪州に加えてペルーとベトナムが交渉への参加を正式に表明することとなった。

3. 原始P 4の変質

ここにいたって、P 4の意味づけの変化が次第に明らかになったということが出来る。具体的には次の通りである。

第一に、参加国の拡大の方向が明らかになったことである。この点については、原始P 4にも参加の拡大に関する規定は存在した13) が、そもそもの設立の背景がAPECの自由化に飽き足らない小回りの利く小国が、小国であるがゆえにできる大胆な自由化を模索したものであったことから、新たなメンバーを積極的に増やす努力はされていなかった。一方、米国はP 4が内包する戦略的価値に気づき、米国からP 4に接近し、その戦略的価値を活用する政策をとった。その表れとして、積極的な加盟拡大を指向する方針が明確化されたものであると考えられる。

第二に、加盟拡大の対象が何らかの基準によって選ばれている印象が意図的に与えられたことである。米国の加盟交渉開始宣言の翌日豪州が同様の表明をし、11月までに、ベトナムとペルーがその意思を固めたことがこの点を物語る。豪州は、ニュー

ジーランド等のP 4メンバーほど小回りは利かないが、大筋では自由化に積極的な政策を持つが、ベトナムやペルーが貿易投資の自由化をリードする役割をになう国とは一般には考えられていなかったため、この時点で、米国主導によってこれらの国々を含むいくつかの国が選択的に声をかけられていたことが、容易に想像される状況になった。このような、選択的な声掛けが許される背景の一つが、原始P 4協定が、「新たな参加は、既存参加国が合意した条件による。その参加条件は、参加経済または国のおかれた状況を勘案して決める。14)」としていることを、意図的な声掛け選択の根拠として有効に活用することが出来ることを米国がいち早く見抜いていたことが次第に明らかになった15)。

第三に、上記の点に強く関連するが、米国や豪州の言う「高いレベル (high-standard)」の含意が戦略的に柔軟化されたことが推定される状況になったことである。現象的には、ベトナムとペルーが、米国及びP 4メンバー国の理解の下に、加盟交渉に入ることを正式表明したことがこの推定の根拠である。包括性と関税全面撤廃に関する具体的スケジュールを明示した16) P 4原始協定についていくことが困難と思われるメンバーが参加する方向となったからである。同時に、米国にしる豪州にしる国内に関税完全撤廃を含む包括的な自由化に対する根強い反対勢力が存在し、原始P 4をそのまま履行することは、これらの国々としても非常に困難であるとの事情を物語るものでもある。この時点で、「高いレベル (high-standard)」も米国を中心とした参加国の意図によって決められるものであって、必ずしも、P 4原始協定に即したもので、あるいは、それを超えるものを意味するものではないことが、推量できる状態になった。

第四に、声掛け対象の意図的選定による対象国の拡大とそれに随伴する加盟基準の戦略的柔軟化が、制度的に可能な仕組みが存在することを米国が認識していたことが、推察される状態になったことである。今日、よく知られるように、TPPの交渉やその成果は、十分には公開されていない。現在のTPP交渉のベースになっているP 4原始協定には、秘密の保持に関する取り決めがあり、ひとつの参加国が提供する情報について対外非公表を求めると、他の参加国はこれを守ることとされている。また、対外秘とされた情報については、選択的な提供も可能な仕組みになっている。

Confidentiality Where a Party provides information to another Party in accordance with this Agreement and designates the information as confidential, the other Party shall maintain the confidentiality of the information. Such information shall be used only for the purposes specified, and shall not be otherwise disclosed without the specific permission of the Party providing the information, except to the extent that it may be required to be disclosed in the context of judicial proceedings.

この仕組み17) を活用することで、参加国及び交渉加盟国の意図する形で、TPP交渉の情報を外部提供することが制度的に担保される。この選択的情報秘匿及び提供の選択を可能にする仕組みは、情報操作の必要性を感じる国によって活用されることとなる。その必要性を感じる国の筆頭が米国であることが次第に明らかになった。

4. TPP交渉への移行

米国、豪州、ベトナム、ペルーの参加交渉開始の表明は、P 4の変質につながるのみならず、P 4すなわちTrans-Pacific Strategic Economic Partnershipが内蔵し、そこに米国が着目したところの戦略的活用可能性を残しつつ、枠組みそのものの再構築を迫られることとなった18)。

その最初の表れが、この複数国間の取り決めとそれへの参加交渉に対する、呼称の変化であった。2008年9月22日の米国の表明においては、「Trans-Pacific Strategic Economic Partnership」という呼称が使われ19)、米国はその協定に参加するという立場であった。ところが、その翌日の豪州の参加表明においては、発表文書のタイトルでは「Trans-Pacific Free Trade Agreement」との呼称が使われた上で、本文においては、「Trans-Pacific Partnership」への参加交渉が表明された20)。米国と豪州の表明は、表明のタイミング及び表現についてお互いによくすり合わされたものであることから、この呼称変更は、米国及び豪州の意図に基づいたものであると考えられる21)。2008年11月のAPECのリマ会合以降、米国、豪州等の新規参加国において、一貫してこの新しい呼称(TPP)が使われることとなった22)。

新しい名称は、原始名称から、単純に「Strategic Economic」を除いたものであるが、このことによって、Partnershipの範囲が拡大することは明白である。その範囲の中に外交や安全保障が含まれるとすれば、TPPはおのずから、より戦略的になる可能性を秘める。しかしこの時点では、戦略の内容と方向性を決めることにはならなかった。同時期に行われた米国大統領選挙において、民主党のバラク・オバマ氏が当選したからである。新政権が、アジア太平洋政策について方向を定めるまでの間、TPPの動きはしばらく停止をすることとなった。

翌2009年11月オバマ大統領は訪日し、東京において、政権移行後初めて、「(オバマ政権下の)米国がTPPに関与する。」ことを、公式に表明した23)。この表明は、約1年かけて、ブッシュ政権の打ち立てたTPPへの関与の方向性がオバマ政権にも引き継がれたことを意味した24)。一方で、この表明は、TPPの意義を「米国にとっての輸出の拡大と、雇用の創出」に限定するものであって、前年11月時点において認識されていたTPPの戦略的活用については一切触れられることは無かった25)。したがって、この時点では、TPP交渉への米国の準備の第一段階が終了したことは明らかであったが、TPPの戦略的活用をするのかどうか、するとしてその内容は何かについては、形成の途上であるのか、形は出来ているが取れて秘匿されているのか臆測をすること以上のことは出来なかった。いずれにしても、米国における準備が整うのを待っていたTPP交渉は、もはやP 4への加入交渉と呼ばれることも無く、翌2009年3月豪州のメルボルンにおいて、開始されることとなった。現在もこの交渉は継続されており、2012年中の合意を目指すとしてされている。

【2】 TPP交渉の秘匿性

1. P 4の秘匿性

これまで、見てきたように、TPP交渉は形式的には原始P 4への加盟という形を擬制している。したがって、P 4が明文化している加盟国間の(又は、加盟交渉中の国の間での)情報の秘

匿についての条文26)を援用することが可能である。通常の貿易自由化交渉等においても、紳士協定としての交渉中の情報の秘匿は約束されるが、それらは、明文の根拠を持つものではない。この意味で、TPP交渉の秘匿性は、一段高いレベルでの防御措置が講じられている。

2. P 4の秘匿性の再確認

新規の交渉参加国(及び参加希望国)が拡大することに伴って、2011年9月のシカゴにおける交渉において、TPP交渉における情報の秘匿性を相互にレターを交換することによって再確認することが参加国の間で合意された。この合意に基づいて、P 4協定の規定により関係文書保管管理担当国に指定されているニュージーランド27)が、確認文書の雛形を作成し、これを関係国に送付した。この確認文書自体が多数の国においては秘匿されたが、豪州政府のウェブサイトに、その雛形及び豪州政府の説明文が登場した28)。

この雛形は、TPP交渉における各種の文書の取扱についてすべての参加国に次の諸点を確認することを求めるものとなっている。すなわち、交渉中のテキスト、各国政府の提案、これらに随伴する説明資料、交渉のサブスタンスに関わるイーメール、その他の交渉において交換された情報は、情報公開についての別段の合意が無い限り、秘匿されること。そして、このことは、これらの情報は、①政府の職員か②政府外の者のうちそれぞれの政府が実施する国内での相談調整プロセス参加し、かつ、これらの情報を精査すべき又は知っておくべき者に対してのみ提供されるということである。また、これらの情報にアクセスを有する者は、他者にこれらの情報を提供することは出来ない。すべての関係者は、TPPが発効した後、4年間、又は、それ以外の場合には、最終の交渉後4年間は、これらの情報を秘匿するものとする。

このような内容について、各参加国が確認の文書を実際に発出したかどうかは、明らかにされていないが、その後、参加国の一部から情報が流出しているとの報道はなされていないことから、確認プロセスは終了したものとみなされている。この内容は、原始P 4協定の秘密条項を元に、秘匿対象となる情報の範囲、一部関係者への公開の対象及びその目的などを具体化したものであるが、秘匿期限の設定の仕方については、今世紀になって前例がないものとなっている。

3. 米国等における秘匿性

米国を含めて自由主義的な民主主義の体制をとる国々にあるには、中央政府、地方政府を問わずその保有し、又は、作り出す情報については理念上も、実定法上も情報は公開されることを基本とし、限定的に秘匿することを可能とすることとされている29)。現行TPPは米国によって主導されているものであるため、米国におけるTPP交渉にまつわる情報の秘匿の現状について整理しておく。米国では、Freedom of Information Act (FOIA)が情報公開を規定しているが、九つのカテゴリーのについてその適用を除外している30)。これらは、個人情報や法執行上の問題を惹起する可能性のある警察関係情報等であるが、TPPとの関係では国家安全保障及び外交交渉上の情報(National Security Information, NSI)の内適切な形で秘密扱いにされているものが、秘匿の対象とされうとしている31)。この規定の詳細は、大統領令(Executive order)によって規定されている32)が、そのうち、TPPに関係する項目は次の二つと考

えられている。すなわち、同大統領令の (d) foreign relations or foreign activities of the United States, including confidential sources及び(e)scientific, technological, or economic matters relating to National Securityである。

そして、特定の情報がこの秘密扱いのカテゴリーに属するかどうかの第一次的判断については、USTR等の行政機関の裁量によるが、具体的なケースに応じて情報公開を求める訴訟が発生する。しかしながら、TPPについては、すでに述べたとおり、原始P4に情報の秘匿の義務が明文化されているため、上記の(d)のconfidential sourceに該当し、したがって、USTRの裁量の是非を司法が判断する必要が圧倒的に低いものなることが注目される。また、秘匿の対象及び期間等については、ニュージーランド政府の雛形の考えが踏襲されるものと推定される。

なお、米国以外の国、例えば、豪州、ニュージーランド等においても、現在のところ同程度の情報の秘匿がなされている。また、交渉参加のプロセスの途上にある日本等についても、同等の情報秘匿が求められていると推定される。なお、日本の情報公開法においても、米国とほぼ同様のカテゴリーが設定されている(33)。

4. 特定の利害関係者等に対する情報の開示

一方で、米国においては、TPPに関する情報提供及び意見の聴取は、何段階かの階層的構造をとっている。まず、一定の基準を満たすとしてUSTRが選んだ「Cleared Advisers」に対しては、当該Adviserの担当の分野について、TPP交渉における米国の提案、その時点において議論されている協定の案文、他の交渉参加国の反応を含む「一般に対しては秘匿された情報」が提供される仕組みとなっている(34)。この、Cleared Advisersの人選、担当分野、その他この制度の運用については必ずしも明らかになっていないが、この制度が、安全保障、外交ないし通商上の戦略を構築する上で必要なものであること、及び、Cleared Advisersが、この目的に関係する、一部の人々の集団であることは、米国等において相当に知られた事実である。

USTRが、情報の秘匿に対する米国内の一般社会からの批判に答える形でそのウェブサイトに掲載したファクトシート(35)によれば、交渉情報の開示は「solely to government officials and individuals who are part of the government's domestic trade advisory process.」としている。次に、同ファクトシートは、米国議会と緊密に連携しその意見を聴取するプロセスを紹介している。さらに、利害関係者の関与として米国がホストする交渉のサイドラインで、利害関係者が米国及び他の参加国の交渉担当者に意見を直接に表明する場を設定していること、1974年の通商法に基づいて設置された審議会(Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations)等に対して、適切に情報交換をしていること、また、情報秘匿に対する批判の高まりとともに、各種の情報交換意見聴取の取組が積極的に行われているなどを紹介している。

なお、豪州やニュージーランドにおいても、同様の利害関係者対策が講じられている(36)。そして、この段階的情報提供のプロセスを「Transparency」と呼びならわしている。

5. 情報秘匿と段階的情報提供の実効性

すでに見たように、USTRはTPPについての秘匿性に対する批判に対応した透明性向上措置をとっているものの、交渉のテキストその他、秘匿されるべきとされた情報は、現在に至るま

で、まったく公開されていない。この状況は、「21世紀における貿易協定の中で最高度の情報の秘匿(であり、)また、協定が発効して後、又は、交渉が成立しない場合は最終交渉の後、4年間は対外秘とされることは前例を見ない」との批判を呼ぶに至っている(37)。つまり、参加国におけるマスコミ、一般人、参加国以外の国のすべての人々に対しての、情報の秘匿は今のところ完璧に実行されている。

一方で、高い秘匿性と平行して各交渉参加国においては利害関係者との間では、相当綿密な意見聴取および意見交換が行われており、その結果として、これらの利害関係者においては、その関係者が抱える利害について十分と思われる調整が進んでいると見られている。例えば、AFL-CIO Celeste Drake氏の議会における証言が前出のUSTRのファクトシートにおいて、次のような形で(誇らしげに)引用されている。

“This Administration deserves to be commended for the outreach in which it has engaged. The cleared advisors for the AFL-CIO and its affiliates have spent dozens of hours discussing with Administration negotiators the specific issues that are involved in the TPP talks and offering concrete recommendations. We have appreciated the spirit of cooperation and dialogue exhibited by the Administration at all levels…”

ちなみに、AFL-CIOは、全米自動車政策評議会(AAPC)とともに、日本の交渉参加に対して否定的な意見を表明している。AAPCの意見は「現時点で日本がTPP協定交渉に参加することには強く反対。日本の交渉参加は、日米間の自動車貿易の一方的関係を固定化し、TPP協定が高水準のものとなることを大幅に遅延させ、さらに、米国自動車産業の足かせとなる」というもの(38)。また、AFL-CIOは、「米国経済及び労働者への利益がなく、日本に一方的に利益を与えることにもなり得る(39)」としている。いずれも、米国自動車産業等に関連する保護貿易的措置(40)の撤廃に反対の意思の表れと見ることができ

る。以上のように、TPP交渉においては、交渉全体の秘匿性と利害関係者の個別意見の調整、つまり、情報の段階的調整が米国のみならず他の交渉参加国において平行的に行われているが、この両面において、相当の実効性が挙げられていると見るべきと考え

6. 情報秘匿と段階的調整の評価

情報の秘匿と段階的調整の並存は、TPPの性格及びその情報秘匿の目的等について、いくつかの特徴を挙げる事ができる。これらの特徴は、これまでの通商交渉においては、見ることが出来なかった特別のレベルのものとなっている。

第一は、国内における利害関係者とこれら関係者以外の国民との間における情報の格差である。利害関係者の内の一部は、米国でいえば、Cleared Advisersは、交渉テキストを含めた情報を共有するとともに必要なインプットを交渉担当者に提供できる。次に、その他の利害関係集団は、その利害については、必要なインプットを行い、加えて、相当程度の感触を得ることが出来る仕組みとなっている。これに対して、マスコミや一般の国民に対しては、テキストを含む交渉情報は一切知られていない。この

ことから、薄く広い利害しかもたない一般国民の意見を適切に反映されにくいことから、出来上がったテキストがバランスを欠いたものになることを恐れる声が上がっている41)。なお、マスコミ及び一般国民が間違っただけ、あるいは、意図的に操作された情報に左右される可能性を拡大する可能性があることにも留意したい。

第二に、TPPの目指す「high-standard」な合意の意味するところが、必ずしも原始P4の目指した関税の全廃を含む、本当の意味での自由貿易措置ではないと推定される根拠を追加することになった。例えば、米国の保有する保護貿易措置の温存のほうを、新たなマーケットの開拓よりも好むAFL-CIOが具体的な提案をし、その上で、「appreciated the spirit of cooperation and dialogue exhibited by the Administration at all levels」と米国政府の対応を評価しているからには、自動車関税を含むこの利害集団の関心事項については、ある程度の安心が与えられたと見るべきであるとの推定が働く。同様に、他の参加国の利害集団も同様の程度において安心をすることも推定される。つまり、日本における農業、米国における自動車、豪州における医療等、各国のセンシティブなセクターについては、TPPは現状を変えることは難しいと想定することが妥当となる42)。これでは、TPPは分野横断的な包括的自由化の観点からは、「high-standard」になることは出来ない。「high-standard」物があるとするれば、それは、反対者は現在の交渉メンバーの中ではなく、外にしかない分野ということになる。例えば、知的著作権保護の強化などの一致できるところを「high-Standard」な形で拾い上げることにすると想定されることになる。

第三に、TPP交渉の秘匿性及び段階的情報提供は、TPP交渉参加国以外の国にとって潜在的な不安要因となる可能性を惹起する。TPPが、参加国のセンシティブなセクターや問題を置き去りにしつつ、他の国にとってはセンシティブであっても現在の参加国の間では合意できるセクターや問題については「high-standard」な協定になるとすれば、交渉に参加していない国にとっては、その分野における将来の通商上の交渉をより困難なものにする可能性を高めるためである。ことに、参加国が拡大し、米国、日本が参加をするとすると、TPPの勢力は国際的投資貿易の世界で非常に大きな地位を占めることになるため、多くの国で、この不安がささやかれ始めている。例えば、英国でも「TPPのオリジナルメンバーで合意された内容は、将来アジア太平洋地域の他の国や、さらには、域外の国々に対しても押し付けられるものである。」との声が上がっている43)。

第四に、TPPの現状に不満や情報の不足の念を抱く、交渉参加国以外の国からする、規参加国の特定利害集団以外の集団に対する情報宣伝活動の可能性を拡大する。TPPが成立することを、現在の交渉参加国以外の国が恐れるとして、これらの国が取ることの出来る手段は、限られている。ひとつは、速めに参加の意向表明をして、TPPのオリジナルメンバーになることである。もうひとつは、TPPについて、疑念や不快感を公式非公式に表明することである44)。ここで、注目すべきは、TPPのテキスト等のコア情報が、関係国の政府職員等に限定されていることである。例えば、日本では、外務省及び経済産業省の関係者（大臣などの特別職と担当の職員、及び官邸）に限られ、他の省庁に関してはその省庁の担当分野に関連する限りにおいてのみ情報提供が行われる仕組みになっている。このため、一般国民はもとよ

り他の省庁の特別職幹部、与野党の一般議員も情報の決定的な不足状況におかれていることである。TPPについての疑念を抱く外国政府等にとって、これら情報の蚊帳の外におかれているのは、情報宣伝の有効なターゲットになりうる。日本などで行われているTPPに反対する議論の一部が、国際的に連携した反対の立場からの情報宣伝活動に由来すると考えることは、不自然ではない45)。

【3】 TPPの戦略性

1. 明確に提示されないが重要な安全保障上の課題

TPP交渉の秘匿性及び段階的情報提供の仕組みは、これまでの通商交渉には見られなかった、特徴をもち、その特徴ゆえに、かつてない複雑な反応を引き起こしている。交渉に参加している政府は、TPP交渉は「undemocratic」であるとの批判を浴びせられ続けることになる46)。これは、民主国家としては、通常は甘受することのできない評価である。USTRは、この批判にたいして透明性の拡大の努力を広範囲に行うことによって、国民の理解を求めようとしていることはすでに見た47)。しかしながら、コア情報の提供は一切行われぬ。

ここまでして、情報の秘匿を固らねばならない理由はないか。特に情報公開法制が整備されている国において、情報秘匿が可能になる理由は何か。米国の情報公開制度の例外事項のうち、TPPの秘匿性について意味があるのは、「Those documents properly classified as secret in the interest of national defense or foreign policy」だと考えるのが通常である48)。したがって、国防外交上の利害すなわち安全保障に関わる情報として、適切に秘密扱いの分類がされている情報が秘匿されているTPPドキュメントの中に含まれていると想定することが可能である。

通商政策と安全保障政策が関連することは、よくあることである。テロ活動等の危険性のある国に対する武器その他の禁輸、特定の危害行為を行った外国政府にたいする金融資産の凍結などを含む経済制裁などがこれにあたる。これらは、明確に提示された現に存在する安全保障上の課題に対応するものである。例えば、日本は2009年、北朝鮮の国際連合安全保障理事会決議第1718号に基づき、同理事会制裁委員会により、資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者として3団体が指定されたことに伴い、当該3団体に対する資産凍結等の措置を講じた49)。

一方で、TPPにおける通商政策と安全保障政策の関連については、それがあっても、明確に提示された現に存在する安全保障上の課題に対応するものではない。それは、現に存在しないとすれば、将来予想される課題である。また、予想される課題に対応する戦略的意図である可能性もある。また、その課題ないし意図は非常に重要なものであるが明確に提示することは得策ではないものである。

2. 特定国が念頭の安全保障上の課題か

TPPに関連する安全保障上の課題があるとして、それは、どこから来るものなのか。一般的に、経済の力は安全保障上の力や指導力の基礎である、したがって、米国の安全保障戦略にも、明確に経済や通商の役割が規定されている50)。つまり、米

国の貿易を拡大し、より有効に投資を行い、よって、米国の国際安全保障上の指導力の強化につなげるという戦略的課題と意図は、非常に重要なものであるが、明確に提示されている。このように、非常に重要ではあるが一般的な安全保障上の課題と政策意図は、情報秘匿の対象とはならない。

したがって、秘匿の必要性が生じる背景には特定の国や地域を想定した課題と意図があると考えることが可能となる⁵¹)。その特定の国(々)は、現在TPP交渉に参加している国を想定したものではないことは自明である。したがって、特定の国とは、現在交渉に参加している国以外の国になる。また、その国が提示する戦略的課題があるとした場合、それについて、現在の参加国の間で意見が交換されるわけであるから、合意が成立するということは、参加国が共同でその課題に対処するための意図を固めたことになる。このこと自身が、相当に情報秘匿レベルの高い情報である。

一方で、その課題は、現時点对応すべき課題であるよりも将来の課題である可能性が高い。そうであれば、その情報の秘匿は将来に備える必要があるものだから、現時点で公表できるものではなく、さらには、交渉が妥結したからといっても公表できるものではない。TPPの情報公開が、交渉妥結後4年間継続される取り決め⁵²)になっている理由はここにあると考えられる。なお、交渉が妥結しない場合においても、交渉中の各国のスタンスの差などの情報は、それらの国と対象になっている国の外交関係に著しい影響を及ぼすものである可能性も高いと見られることから、交渉が妥結しない場合においても、最終交渉以降4年間、情報は秘匿されるものとされている⁵³)。

3. 米国等の安全保障担当部局のTPPへの関心と関与

TPPが、影響力の大きな特定の国を想定し、将来におけるアジア太平洋の経済及び安全保障に深く関わる戦略性をもつとすれば、関係国のTPP交渉体制はそれなりの形をとることになる。米国においては、USTRを先頭としつつも国務省そして国家安全保障の担当官が常に関与している。また、国防総省もそれなりの理解と関心をTPPに対して持っているものと想定されている。

2011年のホノルルAPECは、米国政府が安全保障の観点からもTPPを意識していることを、交渉上の秘密に触れることなく、発信する場ともなった。まず、11月10日ヒラリー国務長官がホノルルの東西センターで講演し、次のように発言した。

There is a need for a more dynamic and durable transpacific system, a more mature security and economic architecture that will promote security, prosperity, and universal values, resolve differences among nations, foster trust and accountability, and encourage effective cooperation on the scale that today's challenges demand.

クリントン長官の演説は、アジア太平洋において、「安全保障、繁栄、そして共通の価値観を推進し、各国間の相異を解消し、信頼と責任を涵養し、さらに効果的な協力を奨励するような、さらに円熟した安全保障と経済の枠組み」の必要性を説き、そのために、「アメリカのリーダーシップ」が求められているとした⁵⁴)。

次に、11月13日、ホノルルで、TPP担当の国家安全保障担

当官 (Ben Rhodes) と米国太平洋軍の総司令官(Robert Willard 海軍提督)が、APECの会場で共同記者会見を行った⁵⁵)。以下は、Willard司令官の発言。

There are essentially five areas of principal focus within Pacific Command that I thought I might share with you to develop some context for the questions that you might ask. Of those five, one is managing our relationship with China, which is very obviously undergoing a tremendous change in the region, given China's advancements, both economically and militarily.

One of my charters is to improve the relationship, mil-to-mil, between the United States and the Chinese. And we endeavor to do that across a large spectrum of engagement with China, wherever and whenever we can.

すなわち、米国の太平洋軍の司令官がAPECに集まった記者団に対して、その任務の最大のものが、「中国との関係をマネッジすること」であると、軍事的には自明のことを、強調した⁵⁶)。このことは、APECの場及びそのサイドラインで交渉されている、TPPが同様の目的を持つことを、推量してかまわないというメッセージとしてみることができる。

APECに出席していたオバマ大統領は、日本、韓国、豪州との首脳会談そして、東アジアサミットに参加する行程をとっていた。このことを背景に、Rhodesは「今日ここで、Willard指 令官が話した方向性は、オバマ大統領が各国首脳と話しあう方向性を示すものである。」と強調している⁵⁷)。すなわち、米国は通商上、外交上、そして、軍事上の手段を統合しながら、アジア太平洋におけるリーダーシップを発揮するとのメッセージである。その中に、TPPがあり、したがって、TPPも安全保障上の意味合いをつよく持つことになる。

4. 中国を牽制

さらに、オバマ大統領は、ホノルルにおける中国の胡錦濤総書記とのパイ会談において、次の様に述べたと伝えている⁵⁸)。

He made it very clear that the American people and the American business community were growing increasingly impatient and frustrated with the state of change in the China economic policy and the evolution of the U.S.-China economic relationship, and pointed out the critical importance of working together to try and resolve outstanding issues and to make progress on these longstanding concerns in the economic relationship.

すなわち、オバマ大統領は、知的所有権の保護、(中国の)自主開発優先政策 (indigenous innovation)、国営企業の役割、補助金の役割に関わる幅広い問題を指摘し、中国と世界市場において米国の企業等が公平な条件で競争できる環境 (level playing field) を造ることの重要性を強調し、加えて、米国民および産業界は日増しに我慢の限界に近づいていると、問題の所在を明確に伝えた。

そして、中国に対するこの要請は、TPPを中心に進められているより広範な政策の一環であるとしている⁵⁹)。オバマ大統

【4】 中国及び中国関係者の反応

領は、少なくとも中国に対しては、バイ会談の場で、直接に、TPPの狙いが中国対策を含むものであることを伝え、外交上の礼儀を果たした。その上で、プレスブリーフィングにおいては、TPP担当の高級スタッフが明確に、バイ会談での中国への要請と、TPPの戦略性が同じものであることを表明するに至った(60)。

I think it's also important to note that even as we're raising these issues on a bilateral basis with the Chinese, it's precisely these types of issues that we're addressing through the APEC agenda and through the TPP, where we're able to work with countries that embrace standards on innovation policy, on IPR, to have high-quality trade relationships going forward.

So, again, even as we raise these issues in the bilateral meeting, we're also working with other nations who are with us on these issues to forge a trade agreement to the TPP that will be a win-win outcome for the United States and the other nations involved -- and through the APEC agenda and the G20 as well so that we're raising the standards of the ways that countries interact on these issues.

つまり、米国の立場は、「中国に対してバイの会談において問題提起はしたが、同時並行でTPPを中心とする場において、同様の価値観をもつ国々と共同して、中国が抱える問題に対応する」というものであることが表明されたわけである。意味するところは、バイの会談で仁義をきって、実際はTPPで決める、という宣言である。

注目すべきは、中国に対しては、TPPへの参加の要請や、TPPでの議論の紹介は一切無いということである。「問題は提起した。われわれは、仲間の国々とともに、あなたに対しては具体的情報を提示しない中で共通のルールをつくる。あなたが、もし将来頭を下げてくるのであれば、仲間に入れてあげることもあるかもしれない。あるいは、今すぐ行動を是正してはどうですか。」これが、アメリカの中国に対するメッセージであった。

そして、その共通のルールとは、中国が望むレベルのものではなく、そのルールに適合することは、中国において相当の変革を必要とし、場合によっては、中国の体制の根幹に影響を与えるものとなると推定される。米議会調査局のこの点についての表現を引用しておきたい。(61)

China's pursuit of its own bilateral and multilateral economic arrangements has produced a competition of sorts over the shape of Asia's future economic architecture, in which the United States and several other countries in the Pacific are pushing for a deeper set of regional economic rules and expectations than Chinese leaders prefer.

なお、同じ日、オバマ大統領は、日本の野田首相ともバイ会談をおこなっている。その会談において、日本のTPP交渉参加の意図表明を大統領が歓迎したと、米国側のプレスブリーフィングは伝えている(62)。

1. 中国の理解と反応

2011年のホノルルAPECにおいて、具体的なドキュメントの公開はなされないままに(63)、(米国が抱えている)TPPの戦略的意図が、中国に向けられていることが明らかになった。中国に対しては直接に、このことが伝えられ、また、プレスに対しては、いくつかの演説、プレスリリース、会見を通じて想定できる状況におかれた。米国は、通商政策においては、TPPを通じて共通の思いを持つ(Like-minded)国々とともに、中国に対峙したいというものである。また、外交的・軍事的にも、共通の思いをもつ国々とともに、中国の外交的・軍事的活動に対応しようとするものである。

APECサミットの直前には中国高官が、米国の目標を「あまりに野心的」と評価するとともに、TPPのプロセスは「オープンではない」と批評しており(64)、米国の戦略的意図についての強い推量がすでに働いていたと見る事が出来る。したがって米国の戦略的意図について、中国はより明確に理解したとみられる。その上で、中国のマスコミからいくつかのメッセージが発出された。

ホノルルAPECにおいて、日本はTPP交渉への参加の意図を表明したが、これに対しては、直ちに、日本の狙いは、「中国への圧力」すなわち、「日本と米国が連携し、アジア太平洋地域の経済秩序を主導することで、中国など非加盟国に圧力をかけること」であり、「TPPの影響は経済にとどまらず、東アジアにおける中国の政治的利益や安全保障に不確定要素をもたらす」と警告した(65)。

また、TPP交渉における主導的役割を果たし、ホノルルAPEC後のオバマ大統領の訪問において、駐留米軍の質量ともの拡大に合意した豪州等を念頭において、次のようなメッセージを中国国営のGlobal Timesが発したと豪州のメディアが伝えた(66)。

Any country which chooses to be a pawn in the US chess game will lose the opportunity to benefit from China's economy.

なお、グローバルタイムズの記事では、次のような表現もとられている(67)。

There will no room for those who choose to depend economically on China while looking to the US to guarantee their security.

つまり、中国は、TPPを含む反中国的な米国の戦略(US chess game)に協力する国や、米国安全保障への依存を深める国々に対して、経済的な対抗措置をとるとGlobal Timesの社説は主張している。この主張は、中国政府の意向をあわらしたものと見られている(68)。

2. 反グローバリズム派の論駁(日本、ニュージーランド)

このことは、中国には明確に伝わったが、日本を含むその他のAPEC関係国においては、強く認識されるような伝え方はされなかった。日本では、野田総理のTPP参加の意図表明そのも

のが、なされたこと、その際に、例外のない自由化にコミットしたかどうかについて、強い関心が集まり、ホノルルAPECにおいて、明らかになったTPPの戦略意図を国民が十分に理解することにはつながらなかった。同様な事情は他の関係国にもみられる。

11月下旬になって、日本、ニュージーランド等のAPEC諸国の反グローバリズム的な論客が、ほぼ一斉にTPPの反中国的戦略意図を攻撃する論評を発表し始めた。おそらく、一般の国民は、(これらの反グローバリズムの論客の論評を眼にすることがあったとすれば、)ここで初めて、TPPの戦略意図について知ることになったのではないかと思われる。APECのホノルル会合が終わってしばらくの11月末、ジャパントイムズにグレゴリー・クラーク氏の論評が掲載された(69)。

When the forerunner of the APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) grouping first emerged four decades ago, the aim was to create a trade bloc that would exclude China. Now we have the TPP (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement) which also seeks an Asia-Pacific trade bloc with China excluded.

(中略)

China is a large nation with an intelligent, hardworking and, to date, peacefully minded population, crucial to the future of Asia. It should be taken more seriously.

クラーク氏は、尖閣諸島の領有権について、中国よりの立場を表明している代表的な日本在住のアカデミズム関係者と目されている。したがって、このような反応はいわば当然の反応であるが、この記事が掲載されるまで、日本のマスメディアにTPPの対中戦略意図について指摘したものが、ほとんど無かったことは記憶されるべきである。

同じく、11月末、日刊ベリタ(70)に、同誌の編集長で中国よりの論調で知られている大野和興氏の記事が掲載された(71)。

11月12、13日とホノルルで開かれたAPEC(アジア太平洋経済協力会議)首脳会議が終わったとたんアジアがきな臭くなった。APECのホスト役を終えたオバマ米大統領はそのあとすぐにオーストラリアに飛び、ギラード豪首相と会談、オーストラリア軍の基地があるダーウィンに米海兵隊を常駐させることで一致したとスピーチ。あわせて「アフガニスタン、イラクは終わった。今後アメリカはアジアに全面的にコミットする」と強調した。APECホノルル会議を舞台に進められているTPP(環太平洋経済連携協定)と重ね合わせてこの動きをみると、経済と軍事を一体化したアメリカのアジアシフトが新たな段階を迎えたことを読みとれる。

昨年10月、菅前首相が突然TPPを言い出し、後を受けた野田首相が前のめりに進めているTPP交渉参加とは、まさにこの経済と軍事を一体とした日米同盟深化にほかならない。そうみなければ、中国を含む東アジア。東南アジアの成長の中軸である諸国が入らないTPPに、国内の矛盾を抑え込む形でTPP交渉参加に突っ走る理由が見あたらないのである。

これらの論調に共通する点は、(1)日本において相当強く存在する親中国派をTPP反対に固めるとともに、(2)これまた相当強く存在する嫌米的な感情に訴えること(によって、全体的にシンパシーを拡大する戦略である。

一方、ニュージーランドでは、アンチグローバリズムの論客として知られているジェーン・ケルシー氏の論文が11月21日、Scoop Worldに掲載された(72)。

The real agenda behind the proposed Trans-Pacific Partnership Agreement (TPPA) came into the open at this month's APEC meeting in Honolulu. As we have always assumed, the driver has very little to do with commercial gain and everything to do with revival of US geopolitical and strategic influence in the Asian region to counter the ascent of China. The US aims to isolate and subordinate China in part through constructing a region-wide legal regime that serves the interests of, and is enforceable by, the US and its corporations - and in the TPPA context, what the US wants is ultimately what counts.

ニュージーランドは、伝統的に反米感情が強く(73)、また、中国との経済関係を重視する見方が強い(74)。ケルシー氏は、この点を捕らえて、日本における議論と同様の訴えを、反米的思考をもつ国民と、親中国的利害にたいして、TPPの戦略の問題点を明確化したものである。また、TPPにおいて米国向けの酪農製品の自由化の問題が棚上げされていること、TPPで議論されている投資企業対ホスト国政府の域外紛争処理メカニズム(Investor State Dispute Mechanism)等に対する反対論がよい。ケルシー氏の論文は、これらの反TPPの特定利害にも強く訴えている。例えば、

Originally, the anticipated benefits were framed in terms of market access to US markets, especially for dairy. However, the US has manipulated the negotiating process to remove that prospect from the table.

ニュージーランド酪農関係者のTPPに関する落胆を紹介することによって、TPP推進派を牽制している。

なお、ケルシー氏の論文は、直ちに日本語に翻訳されて、関係者に提供されている(75)。また、農業、健康保険(医師会)等の個別利害をもつ集団と、ケルシー氏などのアンチグローバリズム関係者の連携が次第に拡大していることが確認されている(76)。

3. 中国の情報宣伝活動との関係

以上見てきたような日本やニュージーランドにおける反TPPの論調は、中国の情報宣伝活動と何らかの関係があるのだろうか。断定的にこれらの反TPPの論調が中国の影響によるものということは難しいが、まったく関係ないと想定することはもっと困難である。中国が世界の世論を自国の利益に沿った方向に誘導しようとする政策を採っていることは、日本でも次第に知られつつある(77)。

米国においては、中国の情報宣伝工作について、政府と議

会及び大学や研究機関において綿密な調査と議論がすでに行われている。2008年の国務省のISAB (International Security Advisory Board) は、中国が米国等を対象として、情報戦をすでに開始していると警告している(78)。

It is essential that United States better understand and effectively respond to China's comprehensive approach to strategic rivalry, as reflected in its official concept of "Three Warfares." If not actively countered, Beijing's ongoing combination of Psychological Warfare (propaganda, deception and coercion), Media Warfare (manipulation of public opinion domestically and internationally), and Legal Warfare (use of "legal regimes" to handicap the opponent in fields favorable to him) can precondition key area of strategic competition in its favor.

すなわち、心理戦、メディア戦、法戦の3戦が中国によって展開されており、このことを理解し、これに対して、効果的な対応をする必要性を国務長官に提言している。また、国防総省においては、Three Warfares にサイバー攻撃を含めて、中国の活動を警戒する見方が強い(79)。

中国の情報宣伝工作の狙いは何か。米国においては、中国の情報宣伝工作等の戦略目的について、「アジア太平洋地域において優位に立つとともに、世界的なレベルでの影響力を強める(80)」ことであり、その観点から、「中国は米国を中国にとっての主たる戦略的敵対国であり、中国の国家体制の正当性を脅かす可能性を秘めている国」とみなした上で、各種の対策を講じていると見られている(81)。一方で、中国は米国との全面的な敵対の時期はまだまだ先であるとみなし、鄧小平以来の伝統である「Hide your capability, abide the time.」という振る舞いを情報宣伝工作においても取っているため、「興隆しつつあるが、決して脅威になることはない国」として、売り込む作戦基本である(82)。

中国の情報宣伝工作の方法論はどのようなものか。米議会の中国問題のヒアリングにおいて、中国の国营通信社である新華社参加の共産党幹部向けのメディアである「Reference News(参考消息)」が対外情報工作の必要性とその方法論等について具体的に記述していることが報告されている。以下、「参考消息」の記事の英語訳として議会で報告された部分を引用する(83)。

"Influencing and setting the foreign media agenda fully embodies a rule of the game in modern society--that is, whoever can influence the media agenda can influence the public agenda. (中略) These foreign media, always have to be cultivated. We have to have relationships so we can depend on them when we need them to report in certain ways."

"We need to influence the influential. In every country, there are famous commentators and writers, and they are the media and public focus. With the support of these

foreign eloquent speakers and writers, the national public relations drive can yield twice the results with half the effort. In addition, it is necessary to fully mobilize overseas elites and overseas Chinese who are familiar with China. Because they understand the cultural environment abroad, they can be good assistants to China's public relations."

戦略的な外国メディア対策、外国のオピニオンリーダー対策が中国において、強く意識されていることがわかる。

また、中国の戦略的偽計とパーセプション操作 (strategic deception and perception management) は、孫子以来の中国の伝統であり、中国共産党も創生期からこれらの技法を多用してきた歴史がある(84)。

中国の情報宣伝工作に対して、米国は独自の諜報組織による対抗策もふくめて、世界の国々のなかで、もっとも強い抵抗力と抵抗の意思を持っている(85)。米国におけるこれまでの調査等が妥当なものであるとすれば、中国に対する戦略に関する議論の中に、中国の情報宣伝活動に連なるものと推量することは十分に可能である。一方、中国の宣伝工作の対象に当然なっている日本は、これらの対抗措置をほとんど持っていないことから、日本における中国の情報宣伝工作は、比較的容易に行われている可能性を意識しなければならない。

ことに、TPPはアメリカの軍事、外交、通商政策を総動員したアジア重視政策の柱として強い戦略性をもつとともに、その戦略性ゆえに、情報の開示が非常に限られている。したがって、先に指摘したように、一般世論に対する情報宣伝工作が容易であり、その価値も高くなる。

日本における、TPPに関する論争は他の国から見ると想像をこえるかまびすしさをもっていると思われる(86)。

The question of whether Japan should join the TPP negotiations has often been front-page news in Japan and has generated enormous political controversy since serious discussion of the possibility began in 2009 and 2010.

このかまびすしい議論は、農業等日本独自の諸問題に由来するものであることは、当然であるが、農業に関する議論も含めて日本国内で展開しているTPPに関する議論に外国の情報宣伝工作の影響がないものと想定して対応することは、躊躇すべきではないか。

4. 日本とニュージーランドは反TPP勢力のターゲットか

反米主義的な色彩を強く持つアンチグローバリズム関係者の活動は、日本やニュージーランドにとどまるものではない。したがって、TPP交渉参加国および参加準備中の国のすべてにおいて、程度の差はあるが、同様の議論がなされている(87)。しかしながら、日本とニュージーランドにおける反対論には、根強いものがある。また、日本の反対論者とニュージーランドの反対論者は強く連携している。例えば、ニュージーランドにおけるTPP反対のセンターの役割を果たしているTPP Watchは、日本における連携サイトが登場している(88)。このような連携の結果、日本とニュージーランドは、反TPP議論の二つの中心の様相を

呈している。

ニュージーランドは、原始P4の立役者であり、また、(比較的)純粋に自由貿易を推進する理念的な指導者でもあった。これらのゆえに、原始P4において、関連文書の管理を担当する事務局機能 (Depository Country) に指定されている(89)。したがって、経済規模は小さいものの、TPPの性格を作用する重要な役割を果たしている。一方で、先にも指摘したとおり、ニュージーランドは、OECD諸国のなかで唯一中国とのFTAを締結している国であるとともに、国内に米国の「軍事主義」に対する懸念のつよい国でもある。政府も、TPPにコミットしつつ、中国との関係を重視した政策を採り続けている。

ニュージーランド外務省のサイトにおいては、中国との関係を非常に良好として、次のように表現している(90)。

2012 marks the 40th year of diplomatic relations between New Zealand and the People's Republic of China. The bilateral relationship has grown to become one of New Zealand's most valuable and important. China is a global and regional power and New Zealand's second-largest trading partner, as well as a major source of migrants, students and tourists.

次に、中国とのFTAに対するニュージーランド政府の評価も非常に高い(91)。

New Zealand is still the only developed country with a comprehensive FTA with China. Over time the FTA will result in the elimination of Tariffs on 96% of New Zealand exports to China. It was projected to lift New Zealand's export revenue from trade with China by between NZ\$225-\$350 million per year. Far exceeding expectations, in the first year of implementation New Zealand exports to China increased by NZ\$1 billion to \$3.5 billion.

また、情報宣伝工作と密接な関係がある人の往来についても、ニュージーランドは中国に対して積極的に対応している。まず、中国からの移民が相当ある(92)。

China and New Zealand have a long history of people-to-people contacts, beginning with the arrival in New Zealand of large numbers of Chinese immigrants in the latter half of the 19th century (中略). In the 2006 census, close to 4% of New Zealanders identified themselves as Chinese.

次に、中国からの留学生が大規模に拡大している(93)。

Until 1998, a New Zealand quota system permitted only 100 Chinese students per year to study in New Zealand. The removal of this restriction coincided with greater financial and social freedoms for Chinese citizens to study overseas, and by 2002 there were over 30,000 Chinese students in New Zealand. In 2003/04, nearly 65,000 mainland Chinese students applied for visas and permits to

study in New Zealand.

このような事情は、当然中国の情報担当当局も承知しているから、ニュージーランドを情報宣伝工作のひとつのターゲットにすることは、戦略的に十分ありえることと想定するほうが安全である。

日本は、別の意味で、TPPの今後を占う大きな役割をになうことが期待されている。TPP反対派にもそのことは十分に認識されている。ジェーン・ケスリー氏は、日本のTPPにおける重要性を指摘している。同氏は、ホノルルAPEC後に書かれたレポートに3ページにわたって「Building a critical mass: Japan and more」と題するサブセクションをもうけ、そのうち、2ページを日本について論じている。Critical massとは、TPPの成功不成功を左右する重みを日本の参加が決めるとケルシー氏が見ていることを意味する。TPPの参加国が米国以外は小国ばかりでは不十分なので、TPPのもつ経済的な重みが日本等の参加によって、達成されるということである。

その上で、ケルシー氏はホノルルにおける野田首相の参加意図表明に関しては、「熱の入らない歓迎」を受けたとしている(94)。

The high drama centred on whether Japan's Prime Minister Noda would announce his government planned to join the negotiations. Staunch resistance within the Diet, and his own party, saw an initial press conference canned and Japan's main corporate lobby the Keidanren expressed concern. When the announcement came it drew a lukewarm welcome from the other parties, who said Japan would have to prove it was worthy before gaining a seat at the table.

続いて、ケルシー氏は、TPPがもっている反中国的な戦略性について、日本の国民が知ることになれば、日本において根強い反米感情によって、日本の外交方針に関する議論に火がつくと予想している(95)。

Parallel to these commercial and social interests is the concern that a deeper commitment to US foreign policy objectives will heighten tensions with China. Japanese opposition to US imperialism should not be underestimated. (中略) Foreign policy arguments can be expected to intensify once the TPPA is seen as the economic limb of America's anti-China strategy.

また、ケルシー氏は、米国の対日要求が非常に厳しいものになると予想するとともに、豪州及びニュージーランドも厳しい対日要求を提示する可能性が高いことなどを上げつつ、日本にとって、TPP参加の意味が薄いことと強調している(96)。先に述べたように、ケルシー氏の論文は直ちに日本語に翻訳されて、日本の関係者に提供されていることから、日本に関する詳細な論説は、相当程度日本の読者を意識したものと見ることが出来る。日本の参加は、反対派にとって脅威であることを推定することも出来るかもしれない。

日本の参加が重要であるとの見方は、TPP反対派のみならず賛成派も同様である。米国議会の調査局の報告書97)は、TPPへの日本の参加の意義を高くとらえている。まず、「日本の参加は、米国からみたTPP参加国との貿易比率を34%から39%に拡大するなど、TPPの持つ経済的重要性を拡大する98)」とした上で、「知的所有権保護の強化、海外投資の保護、明確な原産地規則やサービスにおけるマーケットアクセスなどの分野において、日本の参加は、TPP内部における米国の交渉ポジションを強化する可能性がある99)」として、まず、経済面での意義を強調している。加えて、米国の安全保障政策上の利害と中国独自のアジア太平洋戦略が競合する中で、日本の参加は米中の競合状況を(米国の側に有利に)変換する大きな意味を持ちうるとしている100)。

The potential inclusion of Japan, as the second largest economy and richest economy on a per capita basis in East Asia could transform this struggle between alternative visions of regional trade rules. Additionally, U.S. and Japanese participation in the same free trade agreement could arguably be viewed as a means to reaffirm their alliance.

米国と中国のアジア太平洋地位における利害が正面から対立しているとすれば、中国の日本に対する見方は、米国の見方の対極にある。ただ、日本との関係においては、歴史認識の問題や尖閣諸島の問題などの政治問題があり、また、日米安全保障条約の存在があるため、日本をめぐって直線的な引っ張り合いが米中間で発生することは考えにくい。中国の対応としては、日本のTPPの参加を阻害することが第一の対応となり、加えて、政治問題と切り離すことができれば、日中韓のFTAの議論を加速する手段をとることが可能である。

日本における情報宣伝活動は、他の諸国に比べて、比較的自由に行うことが出来ることも考慮すれば、ニュージーランドに加えて、日本が、中国を含む反TPPの意見を持つ勢力のターゲットになると想定することは、十分に可能である。

【5】 まとめに代えて

1. 日本の対応は万全か

ここまで、TPPをめぐる議論を日本からではなく、関係する諸外国特に、米国、中国、ニュージーランド等からの視点から眺めることによって、TPPのもちうる意味を探ってきた。日本に対する提言は、単純化すれば、TPPの戦略的意味を理解して行動すべきだということにつきる。日本が意識しようとしまいと、TPPに関する日本の行動、日中韓のFTAの議論に関する振る舞いは、米中をはじめとする諸外国において、戦略的な意味を付与される。あるいは、戦略的な意味を日本の世論の中に埋め込まれてしまうのかもしれない。

戦略的な意味は、一見、非常に複雑で、国民的な理解を得ることは困難だとあきらめる必要はない。TPPに乗るか、乗らないかは、基本的に、日本がアメリカをとるのか中国をとるのかとの、実は単純な選択の問題である。これは、単純ではあるが、戦後日本人が培ってきたライフスタイルそのものを揺るがす問題で

ある。このことを、理解する日本国民は決して少数派ではない。

しかし、これまで見てきた、情報宣伝工作については、不幸にして、国家としての日本の情報管理体制の甘さが主たる原因となって、日本における具体的な表れを証拠付けることは困難である。

また、中国が南シナ海や尖閣などの中国周辺の島嶼群の領有権を声高に主張し始めたことは知られているが、中国がそれら局所的な摩擦はさて置き、中長期的に米国との対峙を念頭においた太平洋戦略を進めているといっても、誇張であるとか妄想であるとの反論があるかもしれない。果たしてそうなのか。

2. 太平洋の現実

中国の太平洋戦略が有効に機能するために、もっとも大きな障害が、日本、琉球諸島、尖閣を含む八重山諸島、台湾と続く第一列島線であることは、広く知られている。しかし、その先に中国が見据えているものはなにか、それがどの程度進捗しているものなのか、日本においては、あまり知られていない。次に紹介する事実は、中国の太平洋戦略がすでに、われわれの想定を超えたレベルに達していることを示す。

2012年5月、沖縄で、日本主催の第六回太平洋島嶼国フォーラムが開催され、その場に初めて、米国が参加したと報じられた101)。

Prime Minister Yoshihiko Noda and the leaders of Australasian and Pacific island nations will discuss maritime concerns and disaster countermeasures at a summit in Okinawa this weekend, with a representative from the United States attending for the first time amid China's growing regional influence.

次の日、その会議に、Fijiが参加しなかったとも伝えられた102)。

The forum, which was first held in 1997, comprises Australia, the Cook Islands, Fiji, Kiribati, the Marshall Islands, Micronesia, Nauru, New Zealand, Niue, Palau, Papua New Guinea, Samoa, the Solomon Islands, Tonga, Tuvalu and Vanuatu. Fiji declined to attend the event.

8月になって、異変は明確な形をとって現れた。南太平洋諸国で初めての北朝鮮との外交関係が樹立された。太平洋諸国の報道振り103)とニュージーランドにおける報道振りを紹介する。

Being the first country amongst the Pacific islands to formalise diplomatic ties with China in 1975, Fiji is a prime destination for Chinese aid. From language schools to military, from hospitals and doctors to village projects, China has been a regular source for development assistance in Fiji. Even when the rest of the donor countries and agencies were deserting Fiji under Prime Minister Frank Bainimarama's military government, China stood by Suva.

Last month, a close ally of China and a country which is seeking diplomatic ties with the Pacific islands, North

Korea sent a delegation to Suva. It would be North Korea's first step towards gaining recognition in the Pacific Islands Forum region's most influential member, Fiji—also home to the island region's second largest economy—behind PNG. The visit comes after Fiji was turned away from the Japan-Pacific Islands leaders' summit in June (sic.) by Japan which ruled North Korea for years.

この報道は、8月28日から30日に開かれた第43回の太平洋島嶼国会議の直前のもので、Fijiの軍事政権と中国の非常に強い結びつきを紹介した上で、中国と強い絆をもつ北朝鮮の代表団が7月に、国交の樹立を求めて来訪したと報じている。また、6月(ママ)に日本が開催した日本・太平洋島嶼国フォーラムから、Fijiは排除されたと表現している。

そして、8月31日にニュージーランドのメディアに続報が掲載された(104)。

Fiji's military regime has opened a diplomatic office in the world's most closed state—North Korea.

As it is the first Pacific nation to open an office in the Stalinist state it is likely to have strategic implications for a region already witnessing Chinese economic and political expansion.

こうして、Fijiは北朝鮮との正式の外交関係をもつ最初の太平洋島嶼国となった。そもそも、日本・太平洋島嶼国フォーラムは、日本外交の悲願である国連の常任理事国入りの条件整備が主たる目的と見られているが、中国や北朝鮮の影響力が日本を勝っているとしたら、この目的の達成は困難といわざるを得ない。

クック島で開催された、第43回の太平洋島嶼国フォーラムには、ヒラリークリントン国務長官が鳴り物入りで出席した。クリントンの訪問を前に、太平洋等諸国のひとつサモアの首相が米国に対して挑発的な発言をした。報道によると、近年サモアも中国をもっとも関係の近い国と見なしており、7月にオークランドにおいて米国等を強く非難した。

We brought the Chinese in. We asked them to come and fill in the gap that New Zealand and Australia cannot do for us.

You [the US] are only interested in areas where fighting, wars are fought. And I know why. So it will help your ind USTRies, your war machines. But you're not interested in the Pacific because it is peaceful.

クック島を訪れたクリントン長官の前に現れた現実はこのようであった(105)。

Fijiは、太平洋島嶼国のなかで、パプアニューギニアについて、2番目の大国であり、太平洋島嶼国フォーラムの事務局も置かれているが、はっきりと中国の影響下におかれている。

パプアニューギニアは、比較的豪州の影響力が強いが、近年、中国がニッケル鉱山及びニッケル精錬工場への多額の投資や

ツナの缶詰工場などに積極的に投資を行う中で、影響力を増している。

Samoaは、先に述べたように、中国との友好関係を基礎にしつつ、米領サモアに対するけん制の意味もこめて、米国に対する挑発的な態度を強めている。

Tongaも中国賞賛のチームの一員である。2012年6月に、航空輸送の分野で新たな協定(MOU)を中国と結び、中国が飛行機の調達、要員の訓練などほぼ丸抱えでTongaを支援する。また、Tongaの主要な道路は中国の資金によって建設されている。

Kiribatiは、台湾の援助も受けつつ、近年は中国が大規模な援助を行うとともに、医師や技術者の無償派遣を受けている。

The Cook Islands, Solomons及びVanatuについても、中国の援助が増大している。

この現実に対して、クリントン長官がどのような感想を持ったかは明らかではないが、島嶼諸国のプレスがクリントン長官及び米国に対して抱いた感想は、報道に残っている(106)。

United States Secretary of State Hillary Rodham Clinton's 11-nation visit coinciding with the Pacific Islands Forum leaders annual meeting in the Cook Islands once again underscores the world superpower's anxiety over making it known that it still means business in the region.

すなわち、クリントン長官の訪問は、米国の「不安の現れ」と見られている。また、先に述べた現実を目にして、米国は出遅れを悟ったとしている。

The United States obviously realises it is already too late to catch up with China's boat that is well into the waters of several Pacific Islands nations with a wide range of cooperation initiatives, including financial assistance and infrastructure projects.

これら、島嶼国の経済的な意味はパプアニューギニアを除いて、決して大きいものとはいえない。日本のこれらの国に対する取組も、国連の常任理事国入りを目指す意図があればこそのものであって、経済的な動機とは程遠い。経済的には、中国にとっても同様にこれらの地域の重要性は高いものではない。しかしながら、これらの諸国は、第一列島線を越えたあと、本格的に米国と対峙する第二列島線に位置することから、戦略的かつ地政学的な観点からみれば、中国にも米国にとっても譲れない地域と映る。また、具体的な戦略的活用策として、中国が衛星のトラッキングの基地をこの地域に建設したとつたえられている。

More ominously, some strategists believe China aims to establish missile bases on Pacific islands to block the approach of the US navy. That seems far-fetched as missile bases on fixed islands have limited value; they make easy targets. Beijing could be seeking new intelligence-gathering facilities, however. In 1997, China established a

satellite tracking base in Kiribati, which was suspected to have been used to observe a US missile testing range in the Marshall Islands. China may make further attempts in this area.

3. 太平洋の現実が意味するもの

太平洋の島嶼諸国における中国のプレゼンスの増大は、中国にとっての長期的な対米戦略である。このことは、米国は承知し、遅ればせながら対応を強化している。先に述べたように、これらの諸国の意味が中国からみた第二列島線すなわち、第一列島線をこえて、将来米国と対峙するラインであるとすれば、より短期の間に、第一列島線の中核をなす日本については、各種の戦略的対応を中国はすでに始めていると見るべきである。日本に対する中国の情報宣伝工作を含む戦略対応を、誇張や妄想と片付けることは、日本にとっては意味のあることではない。そのような、文脈においても、T P P を捉える必要があるのではないかと。

次に機会があれば、T P P 交渉に日本が正式に参加した場合の具体的論点について、論考してみたい。

(本稿は、2012年2月におこなった、京都大学OBの研究会において使用した講演原稿に2012年10月までに入手した資料をもとに、加筆訂正したもの。)

【脚注】

- 1) APECに先立ち、APECに影響を与えた取組として、戦前の日本の大東亜共栄圏、及び、1978年に大平正芳総理が提唱し豪州のフレーザー首相が同調した太平洋経済協力会議 (PECC) が挙げられる。
- 2) 通商産業省OBで、APECの創設に携わった奥村裕一氏は「実務的な意味でのAPEC創設の議論は、日本主導で行われたが、体外的な打ち出しについては、豪州主導の形をとった。」と語っていた。実際、1989年、豪州のホーク首相がAPECの創設を公式に提唱することとなった。
- 3) 通商産業省のAPEC室では、香港の加盟は、台湾加盟の必然的副次効果であると考えられていた。
- 4) 外務省「ボゴール宣言仮約」では、「我々は、アジア太平洋における自由で開かれた貿易及び投資という目標の達成を遅くとも2020年までに完了するとコミットメントを発表することに意見の一致を見た。実施の速度については、APEC経済間の経済発展段階の違いを考慮に入れ、先進工業経済は遅くとも2010年までに、また、開発途上経済は遅くとも2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する。」と表現されている。
- 5) 外務省「ボゴール宣言仮約」では、「我々は、貿易及び投資の一方的自由化の継続的プロセスにコミットすることにつき意見の一致を見た。」と表現されている。
- 6) P4は、2006年5月28日発効。
- 7) P4は、財サービスの貿易、知的所有権、政府調達、競争政策、各種非関税障壁を網羅する包括的な協定であるとともに、2006年1月までに参加国間の関税を90%削減するとともに、2015年までにすべての関税をゼロにすることを謳っている。
- 8) 「USTR NEWS」2008年2月4日 p1
- 9) 同上
- 10) 「Schwab Statement on launch of the U.S. Negotiations to join the Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement」USTR 2008年9月22日 p1

- 11) 同上 p2
- 12) 「Australia to Consider Participating in Trans-Pacific Free Trade Agreement」Australian Ministry for Trade 2008年9月23日
- 13) 「TRANS-PACIFIC STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT」2005年6月 Article 20.6: Accession
- 14) 同上 第1号 This Agreement is open to accession on terms to be agreed among the Parties, by any APEC Economy or other State. The terms of such accession shall take into account the circumstances of that APEC Economy or other State, in particular with respect to timetables for liberalisation. 米国は、後段のin particular以降を例示として捉える解釈を取っているものと見ることが妥当である。
- 15) P4は、元来米国の指導のもとに形成されたとの考えもありうるが、入手可能な資料からは、裏付けることはできない。
- 16) 脚注7参照。
- 17) 「TRANS-PACIFIC STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT」2005年6月 Article 18.7: Confidentiality 参照。
- 18) 但し、形式的には、P4原始協定が投資と金融について、拡大のための交渉を追加的に行うことを定めていることを踏襲したものであるとの考え方もある。
- 19) 脚注10参照。
- 20) 「Australia to Consider Participating in Trans-Pacific Free Trade Agreement」Australian Ministry for Trade 2008年9月23日 第一文は、「Following discussions I have held over recent months, I am pleased to announce that Australia will actively consider participation in the Trans-Pacific Partnership initiative.」となっている。
- 21) しがらみの多い大国の政策変更意図を、「お先棒を担ぐ」形で、豪州が先行的に表明する事態は、ままだ見られる。脚注2参照。
- 22) 例えば、「Ministerial Statement: The Trans Pacific Partnership」2008年11月26日豪州貿易大臣の議会への表明を参照。
- 23) 「Increasing U.S. Exports, Creating American Jobs: Engagement with the Trans-Pacific Partnership」2009年11月13日付け、USTR fact sheet 参照。
- 24) 同上 第一文は、「On November 14, 2009, President Obama shared the United States' intention to engage with the Trans-Pacific Partnership.」との形で、オバマ大統領が、米国の意図を共有するに至ったと表現している。
- 25) 同上 参照。
- 26) 脚注17 参照。
- 27) P4 Article 20.9: Depositary State and Functions
- 28) 「Release of confidentiality letter」豪州政府 外交貿易省 ウェブサイト
- 29) 日本では、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号)」、米国においては、「Freedom of Information Act」豪州については、「Freedom of Information Act 1982」、カナダでは、「Access to Information Act」が、1983年に発効している。
- 30) FOIAの適用除外項目(5U.S.C. § 552(b))は次の通り。
 1. Those documents properly classified as secret in the interest of national defense or foreign policy;
 2. Related solely to internal personnel rules and practices;
 3. Specifically exempted by other statutes;
 4. A trade secret or privileged or confidential commercial or financial information obtained from a person;
 5. A privileged inter-agency or intra-agency memorandum or letter;
 6. A personnel, medical, or similar file the release of which would constitute a clearly unwarranted invasion of personal privacy;
 7. Compiled for law enforcement purposes, the release of which
 - a. could reasonably be expected to interfere with law

- enforcement proceedings,
- b. would deprive a person of a right to a fair trial or an impartial adjudication,
 - c. could reasonably be expected to constitute an unwarranted invasion of personal privacy,
 - d. could reasonably be expected to disclose the identity of a confidential source,
 - e. would disclose techniques, procedures, or guidelines for investigations or prosecutions, or
 - f. could reasonably be expected to endanger an individual's life or physical safety;
8. Contained in or related to examination, operating, or condition reports about financial institutions that the SEC regulates or supervises; or
 9. And those documents containing exempt information about gas or oil wells.
- 31) 5 U.S.C. § 552(b)(1) 参照。
 - 32) Executive Order No. 13,526, § 1.4(a)-(h) 参照。
 - 33) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第3号「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」
 - 34) 「BRING IN THE NERDS: SECRECY, NATIONAL SECURITY AND THE CREATION OF INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY LAW」2012年 CARDOZO ARTS & ENTERTAINMENT [Vol. 30] DAVID S. LEVINE Pp 105-111.
 - 35) 「FACT SHEET: Transparency and the Trans-Pacific Partnership」USTR Website 参照。
 - 36) 「Release of confidentiality letter」豪州政府 外交貿易省 ウェブサイト 前段の豪州政府作成の説明文を参照。
 - 37) 「Trade Secrecy Reaches New High」Posted on February 22, 2012 OMBwatch 参照。
 - 38) 「TPP 協定（日本との協議に関する米国政府意見募集の結果概要）」平成24年2月外務省 参照。
 - 39) 同上 参照。
 - 40) 日本の自動車輸入にかかる関税はゼロであるが、米国は2.5の関税を課している。
 - 41) 例えば、「Bring in the Nerds」pp108-110参照。
 - 42) 例えば、日本については、参加交渉の途中の段階であるが、米国政府のクリアランスを経た後の対日要求の中に農業関係の項目が非常に薄いことに留意すべきである。
 - 43) 「The Pacific free trade deal that's anything but free」Dean Baker, 2012年8月28日付、英国Guardian紙
 - 44) 中国はAPECの場において、幾度かTPPに対する疑念を表明している。
 - 45) TPPを考える国民会議（宇沢弘文代表世話人 2011年設立）は、TPPに対して、反対の立場から運動を展開している団体であるが、同団体の国際会議・シンポジウム等には、アンチグローバリズムの論客として知られているニュージーランドのオークランド大学教授のジェーン・ケルシー氏、韓国における反自由貿易の運動の中心になっている宋基昊弁護士などが参加している。「TPPを考える国際会議・国際シンポジウム・専門分野会議」概要 TPPを慎重に考える国民会議事務局 ウェブサイト参照
 - 46) 例えば、「Secrecy in investment talks mocks democracy」New Zealand Herald By Jane Kelsey, Jun 20, 2012 参照。
 - 47) 脚注34 参照。
 - 48) 脚注29 参照。
 - 49) 「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等について」平成21年5月21日 外務省 財務省 経済産業省 金融庁。なお、本文中の3団体とは、Korea Mining Development Trading Corporation, Korea Ryonbong General Corporation及びTanchon Commercial Bankをさす。
 - 50) 「National Security Strategy」2010年5月 米大統領府ウェブサイト参照。
 - 51) Gregory Clark氏は、そもそもAPECの発足時から反中国的なバイアスがあったとして、TPPはAPECの反中国的分身かとの問題を提起している。「TPP: APEC's Anti-China son?」Gregory Clark, Japan Times, 2011年11月30日 参照。
 - 52) 脚注27 及び 関連する本文参照。
 - 53) 同上。
 - 54) 「America's Pacific Century」Remarks by Hillary Rodham Clinton Secretary of State, at East-West Center, Honolulu, HI. November 10, 2011
 - 55) 「Press Briefing by NSA for Strategic Communications Ben Rhodes and Admiral Robert Willard, U.S. Pacific Command」November 13, 2011 The White House 参照。
 - 56) 5つ任務のうち、中国関係以外は次の通り。2番目に、北朝鮮による脅威に対応すること、3番目に、太平洋地域における麻薬や人身取引等の国境を越えた脅威に対処すること、4番目に、インドとの戦略的関係を強化すること、そして、5番目に、既存の同盟関係の強化。同上 参照。
 - 57) 脚注54 参照。
 - 58) Press Briefing by Press Secretary Jay Carney, Deputy NSA Advisor for Strategic Communications Ben Rhodes, Deputy NSA for Int'l Economic Affairs Mike Froman, and NSC Senior Director Daniel Russel Moana Surfrider Hotel Honolulu, Hawaii. November 12, 2011 のMike Fromanの発言参照。
 - 59) 同上。
 - 60) 同上のMike Fromanの発言参照。
 - 61) 「Japan's Possible Entry Into the Trans-Pacific Partnership and Its Implications」William H. Cooper Specialist in International Trade and Finance Mark E. Manyin, Specialist in Asian Affairs, Congressional Research service, August 24, 2012 P12
 - 62) 脚注58 参照。
 - 63) ホノルルAPECにおいて、「Trans-Pacific Partnership (TPP) Trade Ministers' Report to Leaders, Endorsed by TPP Leaders, November 12, 2011」などの資料が公にされたが、テキスト等は依然として公表はされていない。これらは、これまでのプレスブリーフィング等によって明らかにされた表現の集大成をこえるものではなかった。
 - 64) 「China Criticizes U.S. Agenda for APEC Summit」Wall Street Journal, 8 November 2011 参照。
 - 65) チャイナレコードに掲載された中国国際放送局のラジオ番組・国際の放送の翻訳参照。タイトルは「野田首相がTPP交渉参加を表明＝中国への圧力が隠れた狙い—中国メディア」2011年11月13日
 - 66) 「China issues economic warning over US ties in Asia-Pacific」The Australian, Nov.18 2011に掲載引用された中国国営のGlobal Times（環球時報）紙の社説のより。
 - 67) 「US Asia-Pacific strategy brings steep price」Global Times November 18, 2011
 - 68) この経済的な対抗措置は、すでに、南シナ海において島嶼群の領有権の争いのあるフィリピンに対しては、フィリピン産バナナの通関が遅らせられ、廃棄処分になったことなどに現れている。
 - 69) 「TPP: APEC's Anti-China son?」Gregory Clark, Japan Times, 2011年11月30日 参照。
 - 70) 2002年6月に、「日本初の独立系インターネット新聞」として試験版を公開開始。現在、大野和興が編集長をつとめる。公開開始当初はアジア・太平洋地域のニュースを中心に取り上げていたが、現在では地域を問わず、平和・外交・経済等の国際ニュースを取り上げている。市民系独立メディアを標榜しており、イラク戦争反対や反新自由主義など、論調はリベラル・左派よりである。ウィキペディアより。

- 71) 「経済と軍事の一体化が明瞭になったTPP APECホノルル会議後のアジア」大野和興、2011年 11月 22日、WEBSITE地球座 日刊ベリタより、転載。
- 72) 「THE TRANS-PACIFIC PARTNERSHIP AS A LYNCHPIN OF US ANTI-CHINA STRATEGY」Jane Kelsey Nov.21 2011 Scoop World p10
- 73) ニュージーランドは、米国と安全保障上の取り決めをもっていない。
- 74) ニュージーランドは、中国との間のAFTを締結している、唯一のOECD国である。
- 75) 右の形で、ネット上で閲覧されている。「米国の反中国戦略の要としてのTPP TPPにとってのホノルルAPEC首脳会談の意味についての考察」ジェーン・ケルシー（オークランド大学法学部教授）2011年11月21日
- 76) 「新自由主義や市場原理主義との決別を宣言（農業新聞）」した中谷巖氏やケルシー氏等これまで、農業新聞では見たことのない識者のインタビューが2012年6月以降農業新聞に掲載されるようになった。http://www.agrinews.co.jp/modules/pico/index.php?content_id=2039
- 77) 2012年9月28日にニューヨークタイムズとワシントンポストに「釣魚島は中国に帰属する」とのタイトルで一般記事と区別しにくい形で巨大な政治広告が掲載された。「中国に買収された米国ジャーナリズム」古森義久 2012年10月10 JPPress
- 78) 「China's Strategic Modernization: Report from the ISAB Task Force」U.S. Department of State, International Security Advisory Board (Washington DC, 2008) P2 参照。
- 79) 例えば、「Google Confronts China's "Three Warfares"」Timothy L. Thomas, Parameter誌2010年夏号 参照。なお、Timothy L. Thomasは国防総省のアナリスト。
- 80) 台湾問題、尖閣の領有権、南シナ海の島嶼群の領有権問題もこの枠組みの中おかれた、個別問題である。
- 81) 脚注75 の p1参照。
- 82) 「China's Use of Perception Management and Strategic Deception」Prepared for the U.S.-China Economic and Security Review Commission by Dr. Eric C. Anderson with Mr. Jeffrey G. Engstrom Science Applications International Corporation Nov. 2009 p12参照。
- 83) 「STATEMENT OF DR. JACQUELINE NEWMYER PRESIDENT AND CEO, LONG TERM STRATEGY GROUP, CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS」参照。
- 84) 「China's Use of Perception Management and Strategic Deception」Prepared for the U.S.-China Economic and Security Review Commission by Dr. Eric C. Anderson with Mr. Jeffrey G. Engstrom Science Applications International Corporation Nov. 2009 Section 2 参照。
- 85) 米国の議会でも中国の情報宣伝活動についてヒアリングや議論が行われ、その成果が公表されている。議会においてこの問題を担当するのがU.S.-CHINA ECONOMIC AND SECURITY REVIEW COMMISSIONである。例えば、「CHINA'S PROPAGANDA AND INFLUENCE OPERATIONS, ITS INTELLIGENCE ACTIVITIES THAT TARGET THE UNITED STATES, AND THE RESULTING IMPACTS ON U.S. NATIONAL SECURITY THURSDAY, APRIL 30, 2009 U.S.-CHINA ECONOMIC AND SECURITY REVIEW COMMISSION Washington, D.C. 参照
- 86) 「Japan's Possible Entry Into the Trans-Pacific Partnership and Its Implications」William H. Cooper Specialist in International Trade and Finance Mark E. Manyin, Specialist in Asian Affairs, Congressional Research service, August 24, 2012 P14
- 87) 例えば、米国でもTPP反対のデモ等が開催されたことがある。また、州議会レベルで、TPPは州の権限を侵犯するものとして反対する声が上がっている。「Press Release: US State Legislators Spur 50-State Opposition to TPP」Posted on 06 July 2012 by Ellen Croibier.参照。
- 88) 「TPPAとはなにか? TPP Watch」<http://eigokiji.cocolog-nifty.com/blog/2011/03/tppatpp-watch-d.html> 参照
- 89) P4 Agreement Article 20.9: Depositary State and Functions 参照。
- 90) ニュージーランド外務省 公式webページ <http://www.mfat.govt.nz/Countries/Asia-North/China.php#bilateral>
- 91) 同上
- 92) 同上
- 93) 同上
- 94) 「THE TRANS-PACIFIC PARTNERSHIP AS A LYNCHPIN OF US ANTI-CHINA STRATEGY」Jane Kelsey Nov.21 2011 Scoop World p11
- 95) 同上
- 96) 同上 p12
- 97) 「Japan's Possible Entry Into the Trans-Pacific Partnership and Its Implications」William H. Cooper Specialist in International Trade and Finance Mark E. Manyin, Specialist in Asian Affairs, Congressional Research service, August 24, 2012
- 98) 同上 p10
- 99) 同上 p11
- 100) 同上 p12
- 101) 「Japan-Pacific Islands Forum to mull China, disaster countermeasures」Japan Times, Friday, May 25, 2012 参照。
- 102) 「Japan, Pacific leaders meet on disaster, maritime issues」Japan Times, Saturday, May 26, 2012. 参照
- 103) 「Pacific Update: Forum eyes on China」Island Business 2012年8月。
- 104) 「Fiji opens North Korean office」stuff.co.nz 2012.08.31
- 105) 本文中の太平洋島嶼国の中国との関係については、すべて、「Pacific Update: Forum eyes on China」Island Business 2012年8月による。
- 106) 2件の引用ともに、「We say: United States, China tug of war in region」Islands Business 2012年8月 より。